

橋本市告示第 74 号

紀見こども園の開園に伴う関係告示の整備に関する告示を、別紙のとおり定める。

令和 7 年 3 月 31 日

橋本市長 平木 哲朗

紀見こども園の開園に伴う関係告示の整備に関する告示

(橋本市立保育所等における苦情等解決処理実施要綱の一部改正)

第1条 橋本市立保育所等における苦情等解決処理実施要綱(平成21年橋本市告示第176号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この告示は、<u>指定管理者が管理する施設を除く</u>橋本市立保育所(以下「保育園」という。)、<u>橋本市立こども園</u>(以下「こども園という。’)又は橋本市立たんぼぼ園(以下「たんぼぼ園」という。’)が行う保育サービスの利用者及びその家族(以下「苦情申出人」という。’)からの苦情、意見又は要望(以下「苦情等」という。’)に対して、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条の規定の趣旨を踏まえ、適切かつ円満に解決することにより、利用者個人の権利を擁護し、利用者が適切な保育サービスの提供を受けられるよう支援するとともに施設の信頼性や適正性の確保を図るため、苦情等解決の実施に関し必要な事項を定める。 <u>(こども園の苦情等解決)</u> 第11条 こども園の苦情等の解決については、第2条から第10条までの規定を準用する。この場合において「保育園」とあるのは、「こども園」と読み替えるものとする。 (たんぼぼ園の苦情等解決) 第12条 略 (委任) 第13条 略	(趣旨) 第1条 この告示は、橋本市立保育所(以下「保育園」という。’)又は橋本市立たんぼぼ園(以下「たんぼぼ園」という。’)が行う保育サービスの利用者及びその家族(以下「苦情申出人」という。’)からの苦情、意見又は要望(以下「苦情等」という。’)に対して、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第82条の規定の趣旨を踏まえ、適切かつ円満に解決することにより、利用者個人の権利を擁護し、利用者が適切な保育サービスの提供を受けられるよう支援するとともに施設の信頼性や適正性の確保を図るため、苦情等解決の実施に関し必要な事項を定める。 (たんぼぼ園の苦情等解決) 第11条 略 (委任) 第12条 略

(橋本市地域子育て支援拠点事業実施要綱の一部改正)

第2条 橋本市地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成28年橋本市告示第102号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

(実施主体) 第2条 事業の実施主体は、橋本市とし、事業運営が確保できると認められる市内の社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人(以下「社会福祉法人等」という。)に事業の実施を委託<u>することができるものとする。</u> (実施の委託) 第3条 前条の規定により事業の委託を受けようとする社会福祉法人等は、市長が定める期日までに、橋本市地域子育て支援拠点事業実施申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (委託契約の締結) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該社会福祉法人等と委託契約を締結するものとする。 2 前項の委託契約に基づく委託料は、<u>重層的支援体制整備事業交付金交付要綱(令和7年3月11日厚生労働省発社援0311第7号、厚生労働省発障0311第5号、厚生労働省発老0311第2号厚生労働事務次官通知「重層的支援体制整備事業交付金の交付について」の別紙)</u>の規定により算出された額又は前年の実績等に基づき算定された額のいずれか少ない額とし、その額は予算の範囲内で定めるものとする。 (実施場所) 第6条 <u>実施者(市長または第4条の規定により委託契約を締結した社会福祉法人等(以下「受託者」という。)をいう。以下同じ)</u>は、事業の実施場所として、概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保するものとする。 2 <u>実施者は</u>、前項の実施場所に、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド及び遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を備えるものとする。 (実施内容) 第7条 <u>実施者は</u>、事業を実施するに当たり、次に掲げる取組をすべて実施するものとする。 (1)～(4) 略 2 <u>実施者は</u>、前項各号に掲げる取組のほか、地域の実情、利用者のニーズ等に対応するため、次に掲げる取組を実施することができるものとす	(実施主体) 第2条 事業の実施主体は、橋本市とし、事業運営が確保できると認められる市内の社会福祉法人、学校法人及び特定非営利活動法人(以下「社会福祉法人等」という。)に事業の実施を委託<u>するものとする。</u> (実施の委託) 第3条 前条の規定により事業の委託を受けようとする社会福祉法人等<u>の</u>長は、市長が定める期日までに、橋本市地域子育て支援拠点事業実施申請書(様式第1号)に、次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。 (1)～(3) 略 (委託契約の締結) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該社会福祉法人等と委託契約を締結するものとする。 2 前項の委託契約に基づく委託料は、<u>平成27年度子ども・子育て支援交付金要綱(平成27年9月11日府子本第277号内閣総理大臣通知「平成27年度子ども・子育て支援交付金の交付について」の別紙)</u>の規定により算出された額又は前年の実績等に基づき算定された額のいずれか少ない額とし、その額は予算の範囲内で定めるものとする。 (実施場所) 第6条 <u>第4条の規定により委託契約を締結した社会福祉法人等(以下「受託者」という。)</u>は、事業の実施場所として概ね10組の子育て親子が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保するものとする。 2 <u>受託者は</u>、前項の実施場所に、授乳コーナー、流し台、ベビーベッド及び遊具その他乳幼児を連れて利用しても差し支えないような設備を備えるものとする。 (実施内容) 第7条 <u>受託者は</u>、事業を実施するに当たり、次に掲げる取組をすべて実施するものとする。 (1)～(4) 略 2 <u>受託者は</u>、前項各号に掲げる取組のほか、地域の実情、利用者のニーズ等に対応するため、<u>橋本市と事前協議を行った上で</u>、次に掲げる取組
---	--

る。<u>ただし、受託者は橋本市と事前協議を行った上で実施するものとする。</u> (1)・(2) 略 (職員の配置) 第8条 <u>実施者</u>は、事業を実施するに当たり、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有し、地域の子育て事情に精通した専任の職員(非常勤職員を含む。)を各拠点施設に2名以上配置するものとする。 (留意事項) 第9条 <u>実施者</u>は、事業を実施するに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1)～(5) 略 (開所日数及び開所時間) 第10条 <u>実施者</u>は、事業を実施するに当たり、原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開所するものとする。 2 略 (利用者負担) 第11条 事業を利用しようとする者は、利用に当たって生じた経費について、実費を事業の<u>実施者</u>に支払うものとする。 (<u>実施者</u>の備えるべき帳簿類及びその保存期間) 第17条 <u>実施者</u>は、次に掲げる帳簿等を備え、事業を完了した日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略	を実施することができるものとする。 (1)・(2) 略 (職員の配置) 第8条 <u>受託者</u>は、事業を実施するに当たり、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識及び経験を有し、地域の子育て事情に精通した専任の職員(非常勤職員を含む。)を各拠点施設に2名以上配置するものとする。 (留意事項) 第9条 <u>受託者</u>は、事業を実施するに当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。 (1)～(5) 略 (開所日数及び開所時間) 第10条 <u>受託者</u>は、事業を実施するに当たり、原則として週5日以上、かつ1日5時間以上開所するものとする。 2 略 (利用者負担) 第11条 事業を利用しようとする者は、利用に当たって生じた経費について、実費を事業の<u>受託者</u>に支払うものとする。 (<u>受託者</u>の備えるべき帳簿類及びその保存期間) 第17条 <u>受託者</u>は、次に掲げる帳簿等を備え、事業を完了した日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。 (1)・(2) 略
---	---

(橋本市幼保一元化モデル施設整備費補助金交付要綱の廃止)

第3条 橋本市幼保一元化モデル施設整備費補助金交付要綱(平成18年橋本市告示第46号)を廃止する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。